平成２７年（フ）第４３６号
大分県別府市船小路町４番41号　シーポート花時計206号、住民票上の住所大分県宇佐市安心院町有徳原300番地
債務者　宗圓　美穂
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
沖縄県石垣市字大浜430番地１　マンションサンシティ201号
債務者　東川平千珠
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第２７号
宮城県登米市南方町堂地前107番地１
債務者　大場　朝子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第３８７号
沖縄県糸満市西崎１丁目30番17号
債務者　上原　里枝
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９１１号
京都府京田辺市大住仲ノ谷14番地１　洛南寮
債務者　田中　一士
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９６１号
京都市中京区衣棚通御池上る下妙覚寺町192番地３　シャトー・ドゥ・レタン801、前住所大津市瀬田３丁目９番24号
債務者　福住翔太郎
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９６５号
京都市伏見区向島中島町14番地　サンライズハイツ101
債務者　蔭山　直樹
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５９号
京都市山科区西野阿芸沢町１番地７　山科団地Ｂ棟408号
債務者　光成さゆり
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８５号
京都市中京区夷川通堀川東入西夷川町571番地１　エクセレントビル夷川203号、前住所京都市東山区福稲柿本町16番地
債務者　良川こと　梁　　澄恵
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１６号
京都市左京区高野蓼原町57番地
債務者　由利　直也
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２３号
京都市南区唐橋芦辺町５番地　唐橋市営住宅３棟305号
債務者　森上　節子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
京都市右京区梅津高畝町２番地　グランドール梅津407号室
債務者　上村　元広
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
京都市伏見区桃山町大島38番地の２　桃山南団地１棟209号
債務者　上田　　豊
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４１２５号
大阪市生野区田島２丁目４番７号
債務者　佐々木幸樹こと　呉　　幸樹（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９６６号
大阪府高槻市富田町１丁目30番28号
債務者　谷　　美樹
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０２６号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番13―307号
債務者　秀島浩太郎
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部